



# 島根県報

平成30年5月18日（金）

号外第79号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の供用開始

（道路維持課） 2

**告 示****島根県告示第358号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	揖屋停車場線	松江市東出雲町揖屋3553番21地先から同3539番4地先まで	メートル 236.00	平成30年 5月18日	松江県土整備事務所	
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町和田1013番1地先から同地先まで	72.40	平成30年 5月18日	県央県土整備事務所	